



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 今回は設備投資の優遇税制を考えてみます。

(生産性向上設備投資促進税制)

設備投資した金額が即時償却(支払った金額が一度に経費にできる)場合があります。

政府は、今年4月からの消費税率8%への引上げを決定するとともに、総額5兆円以上の経済対策を発表しました。

その柱が、通常の税制改正大綱(毎年12月に発表)とは別に、前倒しで発表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」です。まだ国会を通過しておらず、施行は4月からの予定ですが...

その中で、最も注目されるのが、この「生産性向上設備投資促進税制」です。

これは、企業が、生産性を向上させる一定の機械装置・工具・器具備品・建物・建物附属設備・ソフトウェアへの投資を行った場合、その投資額について、初年度で即時償却(全額を経費にする)できる、という画期的な制度です。

もしくは、その投資額の一定割合(最高5%)について、税額控除(納める税金そのものから控除する制度)を選択することも可能です。これから、設備投資を行い、大きな節税効果を得たいと考えている企業には、朗報といえます。

この制度の適用を受けるための設備の具体的な内容、および適用期間、施行日(未定)(26年1月20日以後取得とされています)詳細な要件(未定)がありますが、主なポイントはつぎの通りです。

### 1. 最新設備の場合

設備メーカーから証明書をもらえる機械等に限り、最新モデルで、生産性が1%以上向上している等のものに限り、

昔の30%特別償却のように適用が簡単です!

### 2. 利益改善のための設備の場合

一連の生産ライン設備等を作り、かつ計画書を経済産業省へ事前申請し認められた場合に限り、中小企業にはややハードルが高い気がします。また新しい生産ラインを作る企業がどれだけあるのかも疑問?な時代ですね。

種類	先端設備 最新モデルの要件	先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 取得規模(取得価額)の要件
機械装置	販売開始から10年以内	1台または1基 : 160万円以上
工具	販売開始から4年以内	それぞれ1台または1基 : 120万円以上 (それぞれ1台または1基が30万円以上で、かつ一事業年度の合計額が120万円以上のものを含む)
器具備品 (サーバーは中小企業者等のみ)	販売開始から6年以内	
建物、建物附属設備	販売開始から14年以内	それぞれ120万円以上 (建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
ソフトウェア (中小企業者等に限り)	販売開始から5年以内	それぞれ70万円以上(一つが30万円以上で、かつ一事業年度の合計額が70万円以上のものを含む)